

## 防 水 工 事 保 証 書

1. 工 事 物 件 名 :	
2. 工 事 物 件 所 在 地 :	
3. 製 品 名 :	
4. 防 水 仕 様 :	
5. 施 工 面 積 :	m <sup>2</sup> (平場 m <sup>2</sup> ・立上り m <sup>2</sup> )
6. 保 証 起 算 日 :	平成 <span style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 15px;"></span> 年 <span style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 15px;"></span> 月 <span style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 15px;"></span> 日
7. 保 証 期 間 :	保証起算日より 10 年間

**保証内容** 当物件の防水工事において、上記保証期間内に漏水事故が発生した場合、下記の責任範囲により、防水層に限り不具合が生じた損傷部分を限度として、不具合の生じていない部分と同程度の性能に修復させます。但し、修復後の箇所の保証期間延長はできません。

- 免責事項**
- ① 弊社施工仕様に従って設計施工されたことが証明できない場合。
  - ② 弊社より製品の出荷が確認できない場合。
  - ③ 所有者、居住者、又は第三者の故意・過失による場合。
  - ④ 引渡し後、第三者が改造、修理、移動させた場合。
  - ⑤ 地震、火災、戦争、暴動等の天災・人災による場合。
  - ⑥ 動植物に起因する防水層の損傷、剥れ、変色、汚れ等が発生した場合。
  - ⑦ 外部からの飛来物に起因する防水層の損傷、剥れ、変色、汚れ等が発生した場合。
  - ⑧ 不十分な換気や防湿施工に起因する結露等が発生した場合。
  - ⑨ 地盤、周辺環境、公害等並びに構造物自体又は構造物の環境変動に起因する場合。
  - ⑩ クレーム発生後、速やかに申し出がなされなかった場合。
  - ⑪ 定期的に防水層や保護層表面の清掃を実施していない場合。
  - ⑫ その他、防水施工会社及び材料製造会社の責任に帰することができない場合。

**その他**

- ① 露出工法 所定の防水工法に基づき、2～3年に1回、耐候性保護塗料の塗り替えを推奨します。(塗り替えは有償となります。)
- ② 塗膜工法
- ③ 保護打設工法 所定の防水工法に基づき、所定の保護層(保護層設置に伴う処理)や
- ④ 保護断熱工法 断熱層(断熱層設置に伴う処理)が施されていることを条件と致します。

元 請 会 社

名古屋市東区東桜1丁目1番10号

株式会社ワタベ技研

代表取締役 渡部 集



防水施工会社

【責任範囲：  
防水施工に  
起因する瑕疵】

名古屋市東区東桜1丁目1番10号

株式会社ワタベ技研

代表取締役 渡部 集



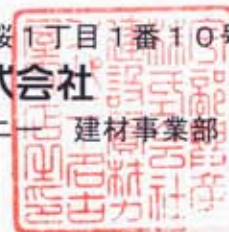
材料製造会社

【責任範囲：  
防水材の品質  
に起因する瑕疵】

名古屋市東区東桜1丁目1番10号 アバンネット名古屋ビル

宇部興産株式会社

建設資材カンパニー 建材事業部



証NO. [REDACTED]

# 保 証 書

[REDACTED] 殿

元 請 業 者

名古屋市中川区土野町76番地  
株式会社ワタベ技研  
代表取締役 **渡部 集**



防水施工業者

名古屋市中川区土野町76番地  
株式会社ワタベ技研  
代表取締役 **渡部 集**



材料製造業者

〒162-8622 東京都新宿区天神町10番地安村ビル2F  
東洋ゴム化工品株式会社  
取締役執行役員営業本部長 **宇治 博**



1. 工 事 名 称 [REDACTED]

2. 工 事 仕 様 [REDACTED]

3. 保 証 期 間 満 10 年 (平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日より)

4. 工 事 箇 所 [REDACTED]

上記工事に関し保証期間中に漏水事故が生じた場合には次の責任範囲により防水層に限り補修致します。

〈責任範囲〉

- ①施工に起因する場合は工事を請け負った元請業者並びに施工業者の責任とします。
  - ②材料品質に起因する場合は材料製造業者の責任とします。
- 但し、下記項目は除きます。
- 1) 天災地変等不可抗力と認められる場合。
  - 2) 工事対象物の構造上又は設計上の欠陥に起因する場合。
  - 3) 防水施工箇所以外からの漏水の場合。
  - 4) 過失又は故意による防水層損傷の場合。

尚、トップコート仕上げの場合、5ヶ年ごとに塗装し直して下さい。

証NO. [REDACTED]

平成 年 月 日

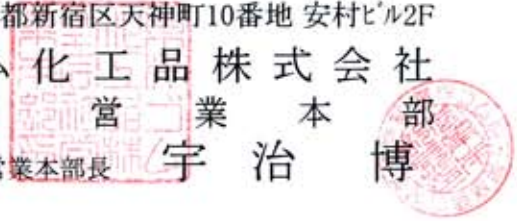
[REDACTED] 殿

〒162-8622 東京都新宿区天神町10番地 安村ビル2F

東洋ゴム化工品株式会社

営業本部

取締役執行役員営業本部長 宇治博



## 出荷証明書

出荷年月日 平成 年 月 日

工事物件名 [REDACTED]

出荷先住所 [REDACTED]

出荷品名及  
出荷数量 [REDACTED]

上記の通り出荷した事を証明致します。